

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和元年5月24日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800619号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900007号

第1 結論

請求者のA社における平成4年10月1日から平成5年10月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成4年10月から平成5年9月までは、13万4,000円を28万円とする。

平成4年10月から平成5年9月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成元年2月20日から平成9年11月1日まで

A社における請求期間の標準報酬月額が、保管している給料明細書に記載の給与支給額に見合う標準報酬月額と異なっているため、実際の給与支給額に見合う記録に訂正してほしい。

また、請求期間のうち、給料明細書を保管していない期間についても、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成4年10月1日から平成5年10月1日までの期間について、オンライン記録によると、請求者の当該期間の標準報酬月額は、当初、28万円と記録されていたところ、平成5年6月3日付けで、平成4年10月1日に遡って13万4,000円に大幅に減額処理されていることが確認できる。

また、A社に係るオンライン記録によると、請求者のほか23人の厚生年金保険被保険者に係る標準報酬月額についても、平成5年6月3日付けで、昭和62年10月1日又は平成4年10月1日に遡って大幅に減額処理されていることが確認できる。

しかしながら、請求者から提出された平成5年3月分から同年9月分までの給料明細書を見ると、各月の給与支給額は、いずれの月も33万円を超えており、毎月ほぼ定額で基本給にも変動が見受けられない上、請求者のオンライン記録における減額処理後の標準報酬月額(13万4,000円)と乖離している。

また、請求期間当時におけるA社の経理・社会保険事務担当者は、「A社は、社会保険料を滞納していたため、遡って標準報酬月額を引き下げるよう社会保険事務所(当時)の担当者から指示されて、事実とは異なる報酬月額の届出を行った。」旨陳述している。

さらに、日本年金機構が保管する不納欠損整理簿の記載について、同機構は、「昭和63年から平成9年までの期間におけるA社に係る滞納保険料等について、平成11年に不納欠損を決議したものである。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、平成5年6月3日付けで行われた減額処理は、事実在即したものとは考え難く、請求者について、平成4年10月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録

訂正があったとは認められない。

以上のことから、請求者の平成4年10月1日から平成5年10月1日までの期間に係る標準報酬月額については、事業主が当初、社会保険事務所に届け出た28万円に訂正することが妥当である。

- 2 請求期間のうち、平成元年2月20日から平成4年10月1日までの期間及び平成5年10月1日から平成9年11月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき記録訂正に係る判断を行うことになるところ、同法において、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、当該訂正を行うためには、給料明細書等により認められるこれらの標準報酬月額のいずれもが、オンライン記録の標準報酬月額を上回ることが必要となる。

しかしながら、請求期間のうち、平成5年10月1日から平成9年9月1日までの期間については、請求者から提出された給料明細書等により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が、いずれの月もオンライン記録の標準報酬月額と同額又は低い額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、同法による記録の訂正は認められない。

また、請求期間のうち、平成元年2月20日から平成4年10月1日までの期間及び平成9年9月1日から同年11月1日までの期間については、給料明細書等がなく、A社に係る商業登記の記録によると、同社は平成14年12月3日に解散している上、請求期間当時の事業主及び役員に照会したが回答が得られないことから、請求者の当該各期間に係る給与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認又は推認することができない。

さらに、請求期間当時のA社の経理・社会保険事務担当者は、「標準報酬月額を引き下げる届出を行った後は、減額後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除していた。」旨陳述している。

このほか、請求期間のうち、平成元年2月20日から平成4年10月1日までの期間及び平成9年9月1日から同年11月1日までの期間における給与支給額及び厚生年金保険料控除額について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、平成元年2月20日から平成4年10月1日までの期間及び平成5年10月1日から平成9年11月1日までの期間について、請求者が、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800653号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900009号

第1 結論

請求者のA社B製作所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和54年10月11日、喪失年月日を同年11月9日とし、同年10月の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

昭和54年10月11日から同年11月9日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和54年10月11日から同年11月9日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和54年10月11日から同年11月9日まで

請求期間においてA社B製作所に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたのに、同社B製作所における厚生年金保険の記録が無い。同社B製作所が発行した昭和54年11月度の給与明細票を提出するので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録、請求者から提出された給与明細票、A社B製作所の元従業員の回答及び陳述等から判断すると、請求者は、請求期間において同社B製作所に勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、前述の給与明細票により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額並びに日本年金機構の回答から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社B製作所は、請求者に係る厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答している一方、請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所(当時)に対し提出していない旨回答していることから、その結果、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800621号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900010号

第1 結論

請求者のA事業所における平成22年7月31日の標準賞与額を11万3,000円に訂正することが必要である。

平成22年7月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成22年7月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成22年7月

ねんきん定期便を確認すると、私がA事業所から請求期間に支払われた賞与(13万円)について、記録がないことが分かった。請求期間について、賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A事業所から提出された夏期手当の一覧表及び同事業所の回答により、請求者が、請求期間において、同事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、前述の夏期手当の一覧表により確認できる厚生年金保険料控除額から、11万3,000円とすることが妥当である。

また、賞与の支給年月日については、前述の夏期手当の一覧表及びA事業所の回答から、平成22年7月31日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しており、ほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800667号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1900007号

第1 結論

昭和53年4月から昭和61年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和53年4月から昭和61年3月まで

大学を卒業する昭和53年3月までは、収入がないため、国民年金に加入していなかったが、大学卒業後、家業に従事し、同年4月頃、私の父がA県B市役所で私の国民年金の加入手続きを行ってくれた。

請求期間の国民年金保険料については、給与から控除され、私の父又は母が毎月、B市役所に出向き、私と私の父母の3人分の国民年金保険料を納付していた。私自身も数回、同市役所に出向き、当該保険料を納付したことがある。

請求期間の国民年金保険料は納付しているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和53年3月に大学を卒業後、家業に従事し、同年4月頃、請求者の父が請求者の国民年金の加入手続きを行ってくれた旨主張している。

しかしながら、初めて国民年金の加入手続きが行われた場合、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)が払い出されるところ、日本年金機構の国民年金手帳記号番号払出簿(以下「払出簿」という。)によると、請求者の記号番号(*)は昭和61年6月13日に払い出されており、B市の払出簿を見ると、請求者の同記号番号が同年5月27日に払い出されたことが記録されている上、同記号番号前後の国民年金被保険者の記録から、請求者に係る国民年金の加入手続きは、同年5月又は6月頃に行われたものと推認でき、請求者の主張と符合しない。

また、オンライン記録において、請求者が初めて国民年金の被保険者資格を取得した日は昭和61年4月21日と記録されている上、B市の国民年金被保険者名簿においても資格取得日は同日と記録されており、請求期間は国民年金の未加入期間となることから、請求期間の国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付するためには、前述の記号番号とは別の記号番号の払出しが必要となる上、日本年金機構の払出簿によると、請求者に対し、別の記号番号(*)が昭和50年*月*日に払い出されているものの、当該記号番号は取り消されている上、当該記号番号に係るB市の国民年金被保険者名簿を見ると、資格取得年月日と資格喪失年月日は同日で備考欄に学生と記載されており、このことについて同市は、昭和50年*月に20歳となり資格取得したが、当時学生は任意加入だったため、同日付で資格喪失したと考えられると回答していることから、当該記号番号においても請求期間の国民年金保険料を納付することはできない。

加えて、請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続き及び請求期間のうち大部分の期間に

係る国民年金保険料の納付に関与していない上、請求者に係る国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとする請求者の父並びに請求者に係る保険料納付を行ったとする請求者の母は既に亡くなっているため、請求期間当時の詳細な状況について確認することができない。

このほか、請求者又は請求者の父母が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）はなく、請求期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800620号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900008号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和50年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成7年5月8日から平成8年12月30日まで

厚生年金保険の記録では、A社における請求期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額に見合う標準報酬月額と異なっていると思うので、請求期間の標準報酬月額を実際の給与支給額に見合う記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社に係る商業登記の記録によると、同社は平成14年12月3日に解散している上、請求期間当時の事業主及び役員に照会したが回答が得られないことから、請求者の請求期間に係る給与支給額及び厚生年金保険料控除額について、確認又は推認することができない。

また、請求者は、給与明細書等を保管しておらず、給与振込先についても記憶していないことから、金融機関に照会することができない上、請求者の請求期間に係る所得状況等についてB市に照会したが、保管期間経過のため資料を確認できないことから、請求者の請求期間における給与支給額等について、確認又は推認することができない。

さらに、オンライン記録において、A社における請求者の標準報酬月額が訂正された事蹟はなく、不合理な処理も見当たらない。

このほか、請求者の請求期間における給与支給額及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、オンライン記録の標準報酬月額を超える標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800669号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900011号

第1 結論

請求期間について、請求者の船舶所有者A(昭和36年4月3日にB社に名称変更。以下「対象船舶所有者」という。)における船員保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和41年3月1日から昭和43年1月1日まで

請求期間について、船舶所有者Aが所有するまき網漁船(船舶名は不明)に乗船していたが、当該期間の船員保険被保険者記録がない。

調査の上、請求期間について、船員保険被保険者期間として年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間に対象船舶所有者が所有するまき網漁船に乗船していた旨主張しているが、オンライン記録によると、対象船舶所有者は、平成11年12月28日に船員保険の適用事業所ではなくなっている上、元船舶所有者(A)は、対象船舶所有者は平成11年末に廃業しており、請求期間当時の資料は全て廃棄しているため、請求者の請求期間に係る勤務実態、船員保険の届出、船員保険料の納付及び船員保険料の控除は不明である旨回答及び陳述している。

また、元船舶所有者は、請求者を記憶していない旨陳述している上、請求者が対象船舶所有者と一緒に勤務した同僚として名前を挙げた者は、請求期間当時において対象船舶所有者の船員保険被保険者名簿にその氏名が見当たらず、所在も不明であるため、これらの者から請求者の請求期間における勤務実態を確認することはできない。

さらに、オンライン記録において、請求期間に対象船舶所有者における船員保険被保険者記録がある者のうち所在の判明した複数の者に照会したが、回答のあった二人から、対象船舶所有者が所有するまき網漁船に請求者が乗船していた旨の回答又は陳述を得られず、これらの者から請求者の請求期間における勤務実態を確認することはできない。

加えて、請求者は、船員手帳をもらったことがないと陳述している上、乗船したと主張する船舶名及び船長の氏名を覚えていない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び船員保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、船員保険被保険者として、請求期間に係る船員保険料を船舶所有者により給与から控除されていたと認めることはできない。